

岩手県告示第456号

廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号）第15条の2の6第1項の規定により、産業廃棄物処理施設の変更について次のとおり許可の申請があった。

なお、同条第2項において準用する同法第15条第4項の規定により、当該申請に係る申請書及び当該産業廃棄物処理施設の変更が周辺地域の生活環境に及ぼす影響についての調査の結果を記載した書類を令和3年6月4日から同年7月5日まで岩手県環境生活部資源循環推進課及び県南広域振興局保健福祉環境部に備えておいて縦覧に供する。

令和3年6月4日

岩手県知事 達 増 拓 也

1 申請者の名称及び住所並びに代表者の氏名

(1) 名称及び住所 一般財団法人クリーンいわて事業団 奥州市江刺岩谷堂字大沢田113番地

(2) 代表者の氏名 中居 哲弥

2 産業廃棄物処理施設の設置の場所 奥州市江刺岩谷堂字大沢田113番及び172番3並びに字北田112番2、117番2、117番3、118番3、123番3、123番4、158番、173番、178番及び366番

3 産業廃棄物処理施設の種類 管理型最終処分場

4 産業廃棄物処理施設において処理する産業廃棄物の種類 燃え殻、汚泥、廃プラスチック類、紙くず、木くず、繊維くず、ゴムくず、金属くず、ガラスくず、コンクリートくず（工作物の新築、改築又は除去に伴って生じたものを除く。）及び陶磁器くず、鉱さい、がれき類、ばいじん、産業廃棄物を処分するために処理したもの並びに特別管理産業廃棄物（廃石綿等）

5 申請年月日 令和3年4月15日